

長期使用構造等確認申請の方法（長期優良住宅）

宮城県建築住宅センターに長期優良住宅の長期使用構造等確認及び住宅性能評価を申請する場合は、下記の内容を参考に提出図書を作成してください。

1) 長期使用構造等確認に必要な書類

1. 確認申請書（住宅の品質確保促進法規則別記第十一号の二様式）
3. 設計内容説明書
5. 長期使用構造等確認添付図書（設計図面及び各種計算書※1）
6. 住宅型式性能認定に適合する住宅の場合、住宅型式性能認定書の写し
7. 型式住宅部分等製造者等認証に適合する住宅の場合、型式住宅部分等製造者等認証書の写し
8. 代理者への委任状（設計事務所等が代理で依頼する場合）

※1：国土交通省告示第 1366 号（令和 3 年 10 月 20 日 最終改正 令和 4 年 8 月 16 日(国土交通省告示第 834 号)）を参考としてください。

2) 提出部数

- | | |
|---|----------------|
| 1. 確認申請書（住宅の品質確保促進法規則別記第十一号の二様式） | …正本 1 部、副本 2 部 |
| 2. 設計内容説明書 | …正本 1 部、副本 2 部 |
| 3. 設計評価添付図書（設計図面及び各種計算書） | …正本 1 部、副本 2 部 |
| 4. 住宅型式性能認定書の写し
（住宅型式性能認定に適合する住宅の場合） | …正本 1 部、副本 2 部 |
| 5. 型式住宅部分等製造者等認証書の写し
（型式住宅部分等製造者等認証に適合する住宅の場合） | …正本 1 部、副本 2 部 |
| 6. 代理者への委任状（設計事務所等が代理で依頼する場合） | …正本 1 部 |

※申請書類は、A4 版ファイル等に綴じて提出をお願いいたします。

長期使用構造等確認申請の添付図書一覧チェックシート（参考資料）

図書の種類		明示すべき内容
長期使用構造等確認申請書		<input type="checkbox"/> 確認申請を依頼する認定基準の区分
設計内容説明書		<input type="checkbox"/> 認定基準の根拠となる設計内容 (住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明)
設計 図 書	付近見取り図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路及び目標物となる地物
	配置図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地内における建物の位置 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物と他の建築物との別 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 設備配管に係る外部柵の位置
	仕様書 (仕上表を含む)	<input type="checkbox"/> 部材の種別 <input type="checkbox"/> 寸法及び取付寸法
	各階平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 壁の種類及び位置 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 通し柱の位置 <input type="checkbox"/> 間取り <input type="checkbox"/> 筋かいの種類及び位置 <input type="checkbox"/> 居室の寸法 <input type="checkbox"/> 開口部の位置及び構造 <input type="checkbox"/> 階段の寸法及び構造 <input type="checkbox"/> 換気孔の位置 <input type="checkbox"/> 廊下及び出入口の寸法 <input type="checkbox"/> 設備の種別 <input type="checkbox"/> 段差の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 点検口・掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
	床面積求積図	<input type="checkbox"/> 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	二面以上の立面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 小屋裏換気孔の種別・寸法及び位置 <input type="checkbox"/> 開口部の位置
	断面図又は矩計図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 天井の構造 <input type="checkbox"/> 建築物の高さ <input type="checkbox"/> 小屋裏の構造 <input type="checkbox"/> 外壁及び屋根の構造 <input type="checkbox"/> 各階の天井高さ <input type="checkbox"/> 軒の高さ <input type="checkbox"/> 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造 <input type="checkbox"/> 軒及びひさしの出
	基礎伏図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 構造躯体の材料の種別及び寸法 <input type="checkbox"/> 床下換気孔の寸法
	各階床伏図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 構造躯体の材料の種別及び寸法
	小屋伏図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 構造躯体の材料の種別及び寸法
	各部詳細図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 構造躯体の材料の種別及び寸法
各種計算書	<input type="checkbox"/> 構造計算その他計算を要する場合の計算の内容	

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を定める件

(国土交通省告示第1366号(令和3年10月20日))

改正 国土交通省告示第834号 令和4年8月16日

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第七条の二 第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「法」という。)第六条の二第三項 の規定による確認のために必要な図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする者に あっては次の表一の上欄に掲げるもの(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成二十一年国土交通省告示第二百九号)第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとする事として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一及び表二の上欄に掲げるもの)とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請をする者にあっては次の表一及び表三の上欄に掲げるもの(長期使用構造等とするための措置及び維持 保全の方法の基準第3の6(4)において適用する第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとする事として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一から表三までの上欄に掲げるもの)とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種別、寸法及び取付方法
各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法

各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
状況調査書（増築若しくは改築しようとする住宅について法第六条の二第三項の規定による確認を行うことを求めようとする場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第六項若しくは第七項の規定による認定の申請に係る住宅について法第六条の二第三項の規定による確認を行うことを求めようとする場合）	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

二

図書の種類	明示すべき事項
配置図	空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	エネルギー消費性能向上設備の種別
各階平面図	各室の名称、用途及び寸法並びに設備の位置
用途別床面積表	用途別の床面積
二面以上の立面図	外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

第二 第一の表一から表三までの上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合には、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三第二の場合において、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、第一の規定にかかわらず、当該図書は、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要なものではないものとする。